

岡山大学研究奨励金を銀行振込以外で支給することに関する基準

平成 23 年 3 月 9 日
学生支援センター運営委員会承認

この基準は、「岡山大学成績優秀学生奨学金及び研究奨励金に関する内規の申合せ」の 8 に関し、必要な事項を定める。

1 支給方法

銀行振込以外の支給方法は、現金支給又は外国送金とする。

2 銀行振込以外で受給することのできる者

銀行振込以外で受給することのできる者は、帰国する外国人留学生（以下「留学生」という。）のうち、別紙「岡山大学研究奨励金の銀行振込以外での受給申請書」（以下「受給申請書」という。）を提出し、学生支援センター学生生活支援部会（以下「部会」という。）において、銀行振込以外での支給がやむを得ないと認められる者とする。

3 申請期日

銀行振込以外での受給を希望する留学生は、原則として、帰国の 1 月前までに、受給申請書を学務部学生支援課へ提出するものとする。

4 その他

部会が、上記 2 に該当する留学生を認めた場合には、直近に開催される学生支援センター運営委員会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 3 月 10 日から施行する。

別紙様式

指導教員確認印

岡山大学研究奨励金の銀行振込以外での受給申請書

平成 年 月 日

岡 山 大 学 長 殿

研究科名：
氏 名： ㊦
学生番号：
連絡先：

私は、岡山大学研究奨励金の受給申請をしましたが、このたび、日本国内の銀行口座を閉鎖して帰国するため、下記により、支給していただくよう、申請します。

なお、現金支給日に不在となる場合並びに届け出た連絡先及び「外国送金債主&受取人情報（新規・修正）登録申込票」の記載内容等に変更が生じた場合は、速やかに連絡いたしますが、その連絡を怠ったなどの事由により、研究奨励金が支給されない場合は、研究奨励金受給の申請を撤回したものとして処理されても、異議を申し立てません。

記

- 1 帰 国 日： 年 月 日
- 2 帰国後の連絡先：国 名
住 所
電 話
メー ル
(連絡の取れる連絡先を記入すること。)
- 3 受 給 方 法： 現金支給 ・ 外国送金 ※ 希望する受給方法に○を付すこと。

※ 外国送金を希望する場合は、「外国送金債主&受取人情報（新規・修正）登録申込票」を添付すること。